

自動車税にかかる還付請求権譲渡通知書の提出について

記載事項・添付書類について

○受付の時期

始期：当該年度分を年度当初から

終期：過誤納金発生から2週間以内

※提出が遅れますと、納税者に還付されますのでご注意ください。

○譲渡人の欄

当該自動車税の納税義務者の住所・氏名を記入のうえ、実印を押印する。

個人・・・住所、氏名、実印

法人・・・住所、名称、役職、代表者名、代表者印

※ただし、

本人が持参…納税義務者本人が福井県税事務所・嶺南振興局税務部に還付請求権譲渡通知書を持参した場合は、本人である確認（運転免許証、健康保険証等の提示）がとれれば、認印でも可とする。

未成年者…納税義務者が未成年者の場合は、譲渡人欄に納税義務者の住所・氏名と親権者の住所・氏名を併記のうえ、親権者の実印を押印する。

会社の支店…納税義務者が印鑑登録のない会社の支店の場合は、譲渡人欄に納税義務者の住所・名称と本社の住所・名称を併記のうえ、本社の代表者印を押印するか、本社から納税義務者である支店に税の申告・納付等について委任されていることが分かるもの（コピーでも可）を添付すれば支店の代表者印でも可とする。

相続人…納税義務者がすでに死亡している場合は、相続人の住所・氏名と被相続人の住所・氏名を併記のうえ、相続人の実印を押印する。

清算人…会社が清算している場合は、清算人の住所・氏名と会社の住所・名称を併記のうえ、清算人の実印を押印する。

○譲受人の欄

譲受人の住所・氏名を記入

○過誤納金、過誤納となった理由

過誤納が発生した時点で福井県税事務所・嶺南振興局税務部において記入するので記入不要

○添付書類

◇譲渡人である納税義務者の印鑑登録証明書

個 人…市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

法 人…商業登記法12条による登記所にて交付する印鑑証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

未成年者…親権者の市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

印鑑登録のない会社の支店…

本社の商業登記法12条による登記所にて交付する印鑑証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

または、本社から納税義務者である支店に税の申告・納付等について委任されていることが分かるもの(コピーでも可)

相 続 人…相続人の市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

清 算 人…清算人の市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

※ただし、納税義務者等本人が福井県税事務所・嶺南振興局税務部に還付請求権譲渡通知書を持参した場合は、本人確認のうえ(運転免許証、健康保険証等の提示)、自署・押印があれば印鑑登録証明書の添付の必要はない。

◇譲渡人である納税義務者の住所・氏名が車検証または賦課情報と異なる場合は、現在の住所への変遷がわかる住民票または戸籍抄本 原本(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

◇納税義務者がすでに死亡している場合は、納税義務者が亡くなっていることがわかるもの、納税義務者と相続人との関係がわかるもの(除籍謄本・戸籍謄本 原本(ただし、3ヶ月以内はコピーでも可)など)、および申立書または遺産分割協議書(コピーでも可)

<送付先>

還付請求権譲渡通知書は下記の所管区域をもとに、福井県税事務所 管理課または嶺南振興局税務部 管理納税課へ送付ください。

事務所名	所在地、電話番号	所管区域
福井県税事務所 管理課	〒910-8555 福井市松本3丁目16-10 TEL 0776-21-0021	福 井 市 大 野 市 勝 山 市 鯖 江 市 あ わ ら 市 越 前 市 永 平 寺 町 池 田 町 南 越 前 町 越 前 町
嶺南振興局税務部 管理納税課	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101 TEL 0770-56-2222	敦 賀 市 小 浜 市 美 浜 町 高 浜 町 お お い 町 若 狭 町